様式第２号（第２条関係）

第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　 様

御杖村長

特別療養費の支給に係る事前通知書

　国民健康保険法第５４条の３第１項又は第２項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付から、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第３項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

１　特別療養費の支給対象者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 住　所 | 生　年　月　日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　日付

　　　　　年　　月　　日

＜注意事項等＞

　①　特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、領収書等を持参の上、住民生活課国民健康保険係へ申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。　※滞納状況によっては滞納している保険税へ給付額の全部又は一部が充当されます。

　②　次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。

　　・滞納している保険税を納めたとき

　　・災害その他特別の事情が生じたとき

　　・国民健康保険法第５４条の３第１項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができるに至ったとき

③　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。